

令和2年1月4日

JOGWiFi サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社常口アトム（以下「当社」といいます）は、この JOGWiFi サービス契約約款（以下「この約款」といいます）により JOGWiFi サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25第3条号。以下「事業法施行規則」といいます）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合は、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

第4条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合は、JOGWiFi 契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第5条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2. 当社が、会員契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により会員契約の申込みを受け付けた日とします。

3. 当社は、本条 1 項および 2 項の規定にかかわらず、以下の場合、その会員契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 会員契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (4) 第 39 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 会員契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された会員契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 会員契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者であるとき、または反社会的勢力であったと判明したとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4. 当社は、前項の規定により、会員契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ申込者にその理由等を当社所定の方法で通知します。

（契約開始日および契約期間）

第 6 条 本サービスの契約開始日は、当社よりお伝えした利用開始日とします。ただし、利用開始日より前に契約者が初回通信を実施した場合は、初回通信を実施した日をサービス契約開始日とします。

2. 本サービスの契約期間について、契約開始月の翌月を 1 ヶ月として、24 ヶ月までとし、契約満了日の属する月の翌月の初日から末日までを契約更新期間（更新月）とします。更新月中に契約者から契約解除の通知が行われない場合は、契約期間満了日から起算して 2 年間、契約の更新がされるものとし、以降も同様とします。

3. 契約者は、更新月以外に会員契約の解除があった場合は、当社が定める支払期日までに、料金表第 2(契約解除料)に規定する額を支払っていただきます。

4. 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社が定める方法に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月 25 日までに当社へ電話にて解約の申し出があったものについては当該申し出のあった月の末日に、毎月 26 日以降に当社へ電話にて解約の申し出があったものについては当該申し出のあった月の翌月の末日に利用契約に解除があったものとします。

（契約者回線の追加）

JOGWiFi 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi 回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(JOGWiFi 契約者の氏名等の変更の届出)

第7条 JOGWiFi 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス等）に変更があったときは、そのことを速やかに JOGWiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に電話にて届け出るものとします。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 JOGWiFi 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がその JOGWiFi 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべきときにその JOGWiFi 契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

4 JOGWiFi 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社はその書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により JOGWiFi 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 JOGWiFi 契約者が会員契約に基づいて JOGWiFi サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(JOGWiFi 契約者の地位の承継)

第9条 相続又は法人の合併若しくは分割により JOGWiFi 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、JOGWiFi サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 JOGWiFi 契約者は、第1項の届出を怠った場合は、第7条（JOGWiFi 契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(JOGWiFi 契約者が行う会員契約の解除)

第 10 条 JOGWiFi 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社が定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月 25 日までに当社に電話にて解約の申し出があったものについては当該申し出のあった月の末日に、毎月 26 日以降に当社に電話にて解約の申し出があったものについては当該申し出のあった月の翌月の末日に利用契約に解除があったものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 11 条 当社は、第 20 条(利用停止)の規定により JOGWiFi サービスの利用を停止された JOGWiFi 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、JOGWiFi 契約者が第 20 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、JOGWiFi サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、JOGWiFi 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、停止処理を一度でも行ったことがある JOGWiFi 契約者の場合、その利用契約を通知することなく利用契約の解除をすることができます。

(会員契約の終了)

第 12 条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

(初期契約解除制度)

第 13 条 ご契約いただいた通信サービスの利用開始日から起算して 8 日を経過するまでの間、電話により本契約の解除を行うことができます。この効力は電話にて当社へ初期契約解除制度を適用したい旨の申し出があった際に生じます。

2 この場合、JOGWiFi 契約者は JOGWiFi 通信サービスに関して①損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。②契約事務手数料は請求されます。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。

3 初期契約解除制度を適用の場合、購入した端末の返却が必要となります。指定の期日までに返却いただけない場合は、購入した端末の代金を請求させていただきます。詳細は【端末売買契約の解除に関する特約】として当社ホームページにて確認いただけます。

(更新月の通知)

第 14 条 当社は、JOGWiFi 契約者に対し、事前の更新月通知を行います。通知方法は、届出の住所への郵送にて通知します。

2 JOGWiFi 契約者が、前項の通知に必要な契約者情報の届出を怠ったことにより、契約者連絡先に宛てた通知が不到達であっても、通常その到達すべき時にその JOGWiFi 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

3 JOGWiFi 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて通知した場合についても、前項と同様とします。

4 前 2 項の場合において、当社は、その通知に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により JOGWiFi 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第 4 章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第 15 条 JOGWiFi 契約者は、インターネット接続サービス（本サービスに係る電気通信設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下「インターネット接続サービス」といいます。）を利用することができます。

2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第 16 条 日本国内通信のサービス提供区域については、Softbank、NTTdocomo、KDDI が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、当社は伝送速度を保証するものではありません。

4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 JOGWiFi 契約者は、ひとつの料金契約において、同時にふたつ以上の移動無線装置に

契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 海外で利用される場合、料金表の(2)海外利用料が別途日ごとに発生します。

(通信利用の制限等)

第 17 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下の措置を執ることがあります。

(1) 以下に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
-----	---

(特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置)

第 18 条 前条の規定による場合のほか、当社は、以下の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、そ

の通信を切断すること。

(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

(4) 契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

(5) 事由の如何を問わず提携事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することまたは、その通信を切断すること。

(6) JOGWiFi（速度制限付きプランを除く）は、国内で利用の場合は、月間の通信は無制限となります。ただしネットワーク品質の維持および公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用または著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、該当の契約回線に対し通信速度を概ね 384Kbps に制限することがあります。

(7) 海外で利用の場合は、日本時間の午前 9 時 00 分～翌午前 8 時 59 分までを 1 日とし、1GB まで LTE 通信でご利用いただけます。容量超過後は 384Kbps まで通信速度が制限され、通信速度制限は日本時間の午前 9 時に解除されます。1 日の利用量が 1GB 未満の利用日であっても翌日への容量繰越はできません。

2 当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他本サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 18 条の 2 当社は、前 17 条、及び前 18 条 1 項の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 18 条の 3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第 18 条の 4 当社および提携事業者は、JOGWiFi 契約者が本条の 2 ならびに 3 の禁止事項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、JOGWiFi 契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

第 5 章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第 19 条 当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社もしくは協定事業者の電気通信設備の保守および工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 17 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを JOGWiFi 契約者に当社所定の方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 20 条 当社は、JOGWiFi 契約者が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できない場合を含みます。以下、この条において同じとします。）
 - (2) 会員契約の申込み時に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (3) 第 39 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 契約者回線に自営端末設備等を当社の承認を得ずに接続したとき。
 - (5) 第 7 条（契約者の氏名等の変更）の定めに違反したとき、もしくは同条の規定により届け出た内容について虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - (6) この約款の規定に反する行為であって JOGWiFi に関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはありません。
- 3 当社は第 1 項の規定に基づき、利用停止をした場合に利用停止の原因となった事情が解決し、再度利用再開の手続きを行う時は、利用停止解除料として 3,300 円（税込）を支払うものとします。

第 6 章 料金等

(料金)

第 21 条 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、パケット通信料、契約解除料、ユニバーサルサービス料および手続きに関する料金等とし、料金表に定めるところによります。

（基本利用料の支払義務）

第 22 条 JOGWiFi 契約者は、契約開始日から起算して会員契約の解除があった日までの期間（契約開始日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料および一時金（以下、総じて「利用料金」といいます。）に係るものの支払いは、以下によります。

(1) 第 20 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(2) 前 2 号の規定によるほか、JOGWiFi 契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

区別	JOGWiFi 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる状態を含みます。）が生じた場合に、その事を当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本州サービスについての基本利用料。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4 本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（パケット通信料の支払義務）

第 23 条 JOGWiFi 契約者は、その通常料金契約（料金表第 1-2（1）基本利用料に規定する定額プランの適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（その JOGWiFi 契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第 1-2（1）基本利用料に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（解除料金の支払義務）

第 24 条 JOGWiFi 契約者は、契約更新月以外に契約の解除があった場合は、料金表第 2-2 定期契約解除料に規定する料金の支払を要します。ただし、JOGWiFi 契約者の死亡による解除の場合は、死亡の事実が確認できるもの（戸籍謄本、抄本、住民票、死亡届受理書）をご提示いただくことを条件に、契約解除料の支払いを要しないものとします。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 25 条 JOGWiFi 契約者は、料金表第 1-2（1）基本利用料に規定する料金の支払いを要します。

2. 当社は、通常料金契約ごとの月額にユニバーサルサービス料を含めてご請求します。

（料金の計算方法）

第 26 条 料金の計算方法および支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

（料金等の支払い）

第 27 条 本サービス契約者の利用契約に係る料金等の支払い方法は口座振替、クレジットカード決済のいずれかとします。

2 料金の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合は、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

3 お支払いの時期は当月利用料（1 日～末日）を、口座振替の場合は翌々月 27 日（土日祝日の場合は翌営業日）、クレジットカード決済の場合は翌月 27 日となります。

4 本サービス契約者は、本サービス契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

5 領収書は発行いたしません。下記書類、及びマイページで表記される利用明細をもってその代わりとさせていただきます。

(1)クレジットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書

(2)代金振込みの場合、お振込みの際の払込領収書

(3)口座振替の場合、引落額等が印字された通帳

（料金等の請求）

第 28 条 当社は、必要と判断した場合を除き書面による請求書の発行は行いません。

（料金の一括後払い）

第 29 条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、JOGWiFi 契約者の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 30 条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(期限の利益喪失)

第 31 条 以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、JOGWiFi 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) JOGWiFi 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) JOGWiFi 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

(3) JOGWiFi 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) JOGWiFi 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申し立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) JOGWiFi 契約者の所在が不明であるとき。

(6) JOGWiFi 契約者が保証金を預け入れないとき。

(7) その他 JOGWiFi 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 JOGWiFi 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(延滞利息)

第 32 条 JOGWiFi 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(料金の再請求)

第 33 条 当社は、JOGWiFi 契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2 前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は JOGWiFi 契約者の負担とさせていただきます。

第 7 章 料金の減額

（責任の制限）

第 34 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、JOGWiFi 契約者の料金の減額請求に応じます。ただし、JOGWiFi 契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 か月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、JOGWiFi 契約者はその権利を失うものとします。また、天災または事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限りて料金の減額請求に応じます。

（1）料金表第 1-2（1）基本利用料、第 2（契約解除料）および第 3（手続きに関する料金）に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

第 35 条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変更または消失したことにより損害を与えた場合は、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担致しかねます。ただし、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、そ

の変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3 当社は、JOGWiFi 契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

第 8 章 付随サービス

（払込取扱票の発行）

第 36 条 当社は、JOGWiFi 契約者の支払方法や支払状況によって払込取扱票を発行する場合があります。尚、払込取扱票 1 通につき、手数料として 385 円（税込）がかかります。

（利用明細書の発行）

第 37 条 本サービスにおける利用料金を、JOGWiFi 契約者マイページより確認できます。

2 当社では、書面による利用明細書の発行は行いません。

第 9 章 雑則

（承諾の限界）

第 38 条 当社は、JOGWiFi 契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその JOGWiFi 契約者に通知します。ただし、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（契約者の義務）

第 39 条 JOGWiFi 契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）または自営端末設備等（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは端末設備もしくは自営端末設備等の接続もしくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 端末設備もしくは自営端末設備等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、別記に規定する禁止行為に

抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 当社は、本サービスに係る電気通信設備および回線等を通過する情報の内容については管理することができません。また、当社は、上記情報についていかなる保証もしません。

(6) JOGWiFi 契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとしします。

(7) JOGWiFi 契約者は、本サービスを、JOGWiFi 契約者以外の者に再販売もしくは提供することはできません。

(8) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為は行わないこと。

(9) JOGWiFi 契約者は、提供事業者及び各通信キャリアの利用規則の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとしします。

(12) JOGWiFi 契約者が本サービスを利用するために必要となる設備（精密機器端末）については、JOGWiFi 契約者が自己の費用と責任において維持するものとしします。

（是正措置）

第 40 条 当社は、JOGWiFi 契約者が以下のいずれかに該当すると認めた場合は、JOGWiFi 契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとしします。

(1) 第 39 条（契約者の義務） 第 1 項第 4 号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。

(2) 消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

（不可抗力）

第 41 条 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、会員契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該会員契約は履行不能となった部分については、消滅するものとしします。

（通信の秘密の保護）

第 42 条 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用または保存します。

（個人情報等の取扱い）

第 43 条 本サービスの提供に当たり取得した個人情報の取り扱いに関する方針は、当社が

公開する「プライバシーポリシー」において定めます。

2. JOGWiFi 契約者の個人情報とは司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、JOGWiFi 契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社および提携事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。

3. JOGWiFi 契約者は、本サービスの運用のため、JOGWiFi 契約者の個人情報が当社と提携事業者との間でやりとりされることに同意するものとします。

4. JOGWiFi 契約者は本サービスの適切な運用のため、提携事業者および運送会社等委託先会社との間で、JOGWiFi 契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うことを了承します。

（法令に規定する事項）

第 44 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（分離条項）

第 45 条 本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効または実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

（合意管轄）

第 46 条 この約款に関する訴訟については、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（閲覧）

第 47 条 本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（準拠法）

第 48 条 本約款の成立、効力、解釈および履行については、日本国憲法によるものとします。

別記

本サービスの種類については、以下のとおりとします。その詳細は当社より JOGWiFi 契約者に別途交付する書面（重要事項説明）または当社が指定するホームページに掲載するものとします。

JOGWiFi（契約期間 2 年の定期契約）

JOGWiFi 速度制限付きプラン（契約期間 2 年の定期契約）

2 契約者の地位の承継

相続により JOGWiFi 契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社への連絡が必要となります。

3 インターネット接続機能等の利用における禁止行為

- (1) 他人（甲を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
- (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータープログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手

段等を紹介する等の行為

- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (22) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為
- (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (26) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

料金表

通則

- 1 当社は、JOGWiFi 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料及びユニバーサルサービス料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。
- 4 当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（端数処理）

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（工事費の支払義務）

6 JOGWiFi 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、本料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

7 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、JOGWiFi 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

（前受金）

8 当社は、料金又は工事費について、JOGWiFi 契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（料金等の請求）

9 本サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第 1 基本利用料

1 適用

基本利用料等の適用については、第 22 条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、以下のとおりとします。

JOGWiFi 契約者は最低利用期間中に契約の解除があった場合は、下表に定める契約解除料を支払っていただきます。なお、契約解除料は機器にかかわる違約金（以下、「機器違約金」という）および通信契約の解除にかかる違約金（以下、「通信違約金」という）

の 2 種類が含まれるものとします。

2 料金表

（1）基本利用料

プラン	JOGWiFi
月額利用料（税込）	4,609 円
事務手数料（税込）	4,950 円
初期費用	0 円
解約金	上記 1 か月分の月額利用料（税込）※更新月での解約を除く
支払方法	クレジットカード、口座振替

※2023 年 9 月 1 日以降に利用開始したお客様は月額 4,939 円（税込）となり、解約金も同金額といたします。

プラン	JOGWiFi（速度制限付きプラン）
月額利用料（税込）	4,939 円
事務手数料（税込）	4,950 円
初期費用	0 円
解約金（税込）	上記 1 か月分の月額利用料（税込）※更新月での解約を除く
支払方法	クレジットカード、口座振替

※3 日で 7GB のプランと 1 日で 4GB のプランがございます。

3 日で 7GB のプランで 7GB を超えてご利用になった場合、翌々日 1 日間、通信速度が 128kbps に制限されます。

1 日で 4GB のプランで 4GB を超えてご利用になった場合、直ちに通信速度が 128kbps に制限されます。

※本速度制限とは別に 1 ヶ月の通信量が 200GB を超えるようなお客様にはご相談のうえ何らかの個別対応をさせていただく場合があります。

※通信キャリアはドコモ、au、ソフトバンクの 3 キャリアとなります。但し、ドコモは MVNO の通信を使用するため、速度が遅い場合があります（1~2Mbps 程度）

ア 上記全プラン、契約開始月の月額利用料は原則無料となります。

イ JOGWiFi 契約者（当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者）は、あらかじめ上表の料金種別を選択していただきます。

※JOGWiFi、JOGWiFi（速度制限付きプラン）共に 2022 年 6 月 30 日までに利用開始したお客様の解約金は 14,500 円（税込）となります。

（2） 海外利用料

海外プラン①	1,280 円
海外プラン②	1,880 円

ア 海外で本サービスを利用される場合、日本時間午前 9 時 00 分～翌午前 8 時 59 分までを 1 日とし、オプション利用料金が 1 日ごとに加算されます。

イ 利用国によりオプション利用料金が異なります。※1※2 参照

ウ 1 日に海外プラン（エリア①）・海外プラン（エリア②）の国を跨いで利用する場合、海外ギガプラン（エリア②）の 1 日分の利用料金が加算されます。また、1 日に同エリア内で複数国利用する場合は、該当エリアの利用料金 1 日分の加算されます。

エ 海外オプション利用料は非課税となります。

オ オプション利用料金は、オプション利用月の翌々月の月額利用料金に加算されます。

※1 海外プラン(エリア①)の対応エリア

アジア・オセアニア	韓国、香港、中国、台湾、マカオ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ラオス、ネパール、インド、スリランカ、モンゴル、バングラデッシュ、カザフスタン、パキスタン、グアム、サイパン、フィジー、ブルネイ、タジキスタン
ヨーロッパ	オーストリア、ベルギー、スイス、チェコ、ドイツ、スペイン、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、トルコ、スロベニア、リヒテンシュタイン、モナコ、キプロス、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スウェーデン、 ウクライナ、エストニア、クロアチア、リトアニア、アイルランド、ルクセンブルク、セルビア、ノルウェー、アルバニア、デンマーク、スロバキア、イギリス、サンマリノ、バチカン市国、ブルガリア、アイスランド、マルタ、ルーマニア、オーランド諸島、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、マケドニア
北米	アメリカ、カナダ

※2 海外ギガプラン(エリア②)の対応エリア

中東	UAE、カタール、ヨルダン、イスラエル、サウジアラビア、イエメン、バーレーン、クウェート、オマーン
中米・南米	コロンビア、ウルグアイ、ブラジル、アルゼンチン、パナマ、ドミニカ共和国、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ペルー、ボリビア、チリ、ニカラグア、エルサルバドル、メキシコ、プエルトリコ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、イギリス領ケイマン諸島、キュラソー島、グレナダ、グアドループ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、マルティニーク、フランス領サン・マルタン、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、イギリス領ヴァージン諸島、ドミニカ国
アフリカ	南アフリカ共和国、ケニア、モロッコ、エジプト、西サハラ、ガ

	ーナ、タンザニア、ザンビア、チュニジア、アンゴラ、アルジェ リア、ナイジェリア、モーリシャス
--	---

(3) ユニバーサルサービス料

令和4年1月時点、1契約ごとに月額

区分	ユニバーサルサービス料
料金額（税抜）	2円

ア ユニバーサルサービス料は月額利用料に含まれております。

イ 電話会社が負担する1電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてJOGWiFi契約者にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX 案内（03-3539-4830：24時間受付）にてご確認ください。

第2 契約解除料(解約金)

1 適用

契約解除料の適用については、第23条（解除料金の支払い義務）の規定のほか、以下のとおりとします。

・更新月以外の解約：月額利用料の1か月分税込金額

※JOGWiFi、JOGWiFi（速度制限付きプラン）共に2022年6月30日までに利用開始したお客様の解約金は14,500円（税込）となります。

2 端末未返却時の損害金（初期契約解除制度適用において）

JOGWiFi契約者が初期契約解除制度を適用して契約を解除する為には、当社への初期契約解除制度適用の旨の申し出と、端末の返却が必要です。

返却期限までに当社指定住所への返却がない場合、もしくは返却時に端末に破損・故障がみられる場合には、機器損害金19,800円（税込）を当社に支払うものとします。

第3 附帯サービスに関する料金等

契約終了証明書1契約ごとに770円（税込）

(令和 2 年 3 月 1 0 日改定実施)

(令和 2 年 9 月 1 日改定実施)

2 料金表、(1) 基本利用料に JOGWiFi 速度制限付きプランを追記

(令和 3 年 10 月 1 日改定実施)

第 20 条 3 追加

(令和 4 年 1 月 1 日改定実施)

料金表 第 3 付帯サービスに関する料金等を追記

(令和 4 年 6 月 15 日改定実施)

記載の各種料金を税込金額に変更

第 27 条 3 支払い時期について明記

第 27 条 5 マイページについて追記

第 27 条 5 (2) 削除 ※以下繰り上げ

料金表 解約金を月額利用料 1 か月分の税込金額に変更

JOGWiFi、JOGWiFi (速度制限付きプラン) 共に 2022 年 6 月 30 日までに
利用開始したお客様の解約金は 14,500 円 (税込) となる旨を追記

料金表 第 2 契約解除料 (解約金) を月額利用料 1 か月分の税込金額に変更

JOGWiFi、JOGWiFi (速度制限付きプラン) 共に 2022 年 6 月 30 日までに
利用開始したお客様の解約金は 14,500 円 (税込) となる旨を追記

(令和 4 年 8 月 1 日改定実施)

第 32 条 年 14.5%を法定利率に変更

第 36 条 請求書を払込取扱票に変更、発行手数料について追記

(令和 5 年 9 月 1 日改定実施)

料金表 JOGWiFi につき、2023 年 9 月 1 日以降利用開始の場合、料金及び解約金が
4,969 円となる旨を追記

(令和 8 年 8 月 1 5 日改定実施)

料金表 事務手数料を 4,950 円に変更